

平成 23 年 5 月 17 日付けで提出を受けた住民監査請求について，地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査を行い，下記のとおり，平成 23 年 7 月 13 日に請求人に通知しました。また，福岡市公報への掲載については，平成 23 年 7 月下旬を予定しております。

福岡市監査委員	おばた	久	弥
同	川 辺	敦	子
同	石 井	幸	充
同	大 松		健

### 住民監査請求（福岡市職員措置請求）について（通知）

平成 23 年 5 月 17 日付けで提出を受けた住民監査請求について，地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので，その結果を次のとおり通知します。

## 第 1 住民監査請求書（福岡市職員措置請求書）の提出について

### 1 住民監査請求の内容等

- (1) 請求人  
NPO 法人 自立支援の館 立身会 理事 高山 義輝 氏
- (2) 請求書の提出日  
平成 23 年 5 月 17 日
- (3) 請求の要旨

（「福岡市職員措置請求書」の原文のまま記載）

#### 1. 請求の要旨

- (1) 平成 22 年 9 月から 1 項(2)①②の「市政最悪問題」等の改善すべき緊急事項を提言指摘をしてきた福祉局の井崎 進局長と保護課の鹿毛 尚美課長及び 7 区の課長職の職務怠慢職責違反等による「1 項(2)①～⑨を過去 3 年に遡って公金の放漫支給支払い事実」を明らかにする為に監査請求を求める。
- (2) 次項の問題を保護課に明確な回答説明を求めたが拒否されたので監査請求で明確な公開説明を求める。
  - ①保護申請者のアパート入居費の賃貸借契約金の合計額と申請時の計算書(入居費見積り請求書)の合計額との照合確認もせず、不動産仲介業者に提出さ

せた「計算書で水増し見積した請求額」を再度検証もしないで「公金の放漫支給支払い」をしてきた「公金被害額」の公開説明を求めてきたが拒否された。

- ② 1 業者で保護課からの公金横領最大と思われる不動産仲介業者 X 社（代表甲氏）が保護申請者 400 名前後の入居費を「計算書で見積り水増し請求受領」した「証拠と証人等の資料」をもって訴え、公金の被害損害額を緊急調査して X 社からの回収額・未回収額と警察への告発などの報告公開を求めてきたが拒否された。
  - ③ 保護申請者の入居費（生活費・家電品代含む）40 万円前後の持ち逃げの公金の被害額・回収額の報告公開を求めてきたが拒否された。
  - ④ 保護申請者の貸付金（5 千円～3 万円）持ち逃げの公金の被害額と回収額の報告公開を求めてきたが拒否された。
  - ⑤ 保護課は「受給者の権利」を盾にとり受給者の家賃滞納の確認指導怠慢によって一時扶助支給の契約更新料 1 万円を家賃 1 ヶ月分（3 万円以上）を支給をした公金被害額の報告公開を求めたが拒否された。
  - ⑥ 受給者の保護費（家賃未納）使い込みで住居を追い出された者が再保護申請を受理し、再度アパート入居費（生活費・家電品代含む）40 万円前後を支給しているが、前回まで支給している公金の被害額・回収額等の報告公開を求めてきたが、拒否された。
  - ⑦ 受給者の一時扶助支給について職責者に案内説明指導を提言指摘してきたが、2 月末日まで実施してこなかった。3 月に入って一時扶助が配付されたが「支給期限日が明記」されていない。
  - ⑧ 一時扶助支給日（支給期限日 2 ヶ月程度）を 6 ヶ月過ぎても支給されているのは、何故か。
  - ⑨ 受給者の一時扶助未支給者の住居が火災発生元の場合の損害補償は誰が負うのか。
- (3) 1 項(2)①～⑨の保護課の職務怠慢・職責違反等による公金の放漫支給支払い事実により公金に被害損害額を与えている。
- (4) 当会が平成 22 年 3 月頃から口頭で 1 項(2)①～⑨の問題を提言指摘してきたが、保護課は「受給者の権利・個人情報保護法・保護課と受給者との問題・立身会は部外者」等を盾にとり続け挙句の果ては「風評被害を逆手」にとりて長期にわたり、1 項の(2)を改善するどころか「問題があると思うなら市の情報公開の場を通して問題を請求」するようにと連絡してきたので平成 22 年 10 月特に 1 項(2)①②を緊急に改善するように提言指摘してきたが、相変わらずの明確な回答・公開もしないので平成 22 年 12 月に 1 項(2)①の「市政最悪問題の証拠と証人等の資料」を叩きつけたところ 2 月末日に課長会で協議した結果 3 月から 1 項(2)①の調査を開始するとの連絡をしてきたが、4 月になっても当会が「風評被害」にあたらぬ質疑事項でさえ「風評被害を逆手」にとりて明確な報告も公開もしてこない。平成 23 年 4 月 4 日付「内容証明書」で訴えた福祉局の井崎 進局長自らも回答しないで「職責を果たさないと訴えている保護課に任せて」の回答で「市の財政や納税者の貴重な公金の放漫支給支払いの重大さに無関心のうえ無責任」と判断した

ので、井崎局長と保護課の全課長職の職責降格を求めると共に職責者達（他課移動者含む）に過去3年に遡っての公金の被害損害額の未回収額の返還請求を求めると同時に福岡市民・市全職員に公表する措置を請求する。なお、福岡市監査事務局及び監査委員において1項(1)～(4)の解明が曖昧な調査であると判断した場合は、福岡市民に事実を明らかにする為に監査事務局と監査委員に対して住民訴訟で訴えることをお伝えしておきます。

(5) 「市政最悪問題」の1項(2)①～⑨は、公金に被害損害を与えてきた問題である事から福岡市民「特に」納税者に理解を得るためには、最短でも過去3年に遡って監査請求を求め実態の全てを福岡市民に公表公開することが、監査事務局と監査委員の職責であると思う。

(注) 個人情報保護に配慮し、会社名、個人名（福岡市職員は除く。）はアルファベット等に置き換えています。

#### (4) 事実証明書

事実証明書として次の書類が添えられていました。

- ア 「市政最悪の入居費の賃貸借契約金を見積り時に水増し請求受領した証拠・証人等の資料」
- イ 建物賃貸借契約書等の写し（A契約書）
- ウ 建物賃貸借契約書等の写し（B契約書）
- エ 建物賃貸借契約書等の写し（C1契約書）
- オ 建物賃貸借契約書等の写し（C2契約書）
- カ 建物賃貸借契約書等の写し（D契約書）
- キ 平成23年2月15日 保健福祉局保護課長回答の写し
- ク 平成23年3月2日 保健福祉局保護課長回答の写し
- ケ 平成23年3月10日 保健福祉局保護課長回答の写し
- コ 平成23年3月15日 保健福祉局保護課長回答の写し
- サ 平成23年3月16日 保健福祉局保護課長回答の写し
- シ 平成23年3月18日 保健福祉局保護課長回答の写し
- ス 平成23年3月23日 保健福祉局保護課長回答の写し
- セ 平成23年3月25日 保健福祉局保護課長回答の写し
- ソ 平成23年3月28日 保健福祉局保護課長回答の写し
- タ 平成23年4月20日 保健福祉局保護課長回答の写し
- チ 平成23年4月20日 南福祉事務所保護課長回答の写し
- ツ 保健福祉局保護課業務指導係長回答の写し
- テ 保護の種類（一時扶助等）について 平成23年3月作成・福岡市
- ト 預金通帳の写し
- ナ 保険料領収証の写し
- ニ 「保険会社一覧」の写し
- ヌ 「福岡市保護課御中」の写し
- ネ 「保護申請から受給日までの過程の相違内容」の写し

- ノ 「要望事項」の写し
- ハ 「生活保護費受給申請実状」の写し
- ヒ 「保護課の改善すべき問題と納税者の被害額を納税者と当会に公開通告書」の写し

## 2 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

平成23年6月8日に請求人 NPO法人自立支援の館立身会理事 高山義輝氏から陳述を受けるとともに、同会から、「陳述のまとめ」及び「陳述書」と題する下記の書面の提出を受けました。

(「陳述のまとめ」の原文のまま記載)

保護課の内部情報によれば、5月末現在までの「水増し請求受領」していると疑われる件数が170件余り確認ができ、当会が提言指摘してきた照合確認をしてきていれば公金被害額を軽減できたと反省しているとの事である。

平成21年10月の貧困ビジネスの情報提供から公金の放漫支給支払い等の多くの改善すべき事項などの提案・提言・指摘・情報提供等をしてきたが改善すべきことをしないで「受給者の権利とか、個人情報保護法とか、受給者と保護課との問題とか、立身会は部外者とか、無関係」などを盾にとり職責問題を追及すれば「問題があると思うなら市の情報公開の場を通して問題を請求」するようとか、挙句の果ては、「風評被害を逆手」にとって職務怠慢・職責違反等を長期にわたり「隠蔽」し続けてきた事は、絶対に許せない。

この実態から過去3年に遡って公金の被害額を井崎 進局長、鹿毛 尚美課長と保護課の全課長に返還請求を求めて頂き、職責者の責任問題として降格・減俸・解雇を求めることを請求する。

この公金問題での裁きがなければ、住民訴訟を以って納税者及び福岡市民が納得できるまで争うことをお伝えしておきます。

(「陳述書」の原文のまま記載)

当会が平成23年5月17日に提出した福岡市職員措置請求書(住民監査請求書)の内容の通り福祉局の井崎 進局長と保護課の全課長は、市職員としての職責を果たす責任感に欠け、「公金が自分のお金でない」ことから、公金の放漫支給支払いでの「罪の意識が欠け、職責を理解することさえ欠け」ているから、問題の責任を追及されて「初めて罪の重さと職責の重大さに目覚め」逃げの言い訳として「受給者の権利・個人情報保護法・受給者と保護課との問題・立身会は部外者、関係ない」等を盾にとり、更に「公金の垂れ流し・たらい回しと職責問題」等を追求すると、「問題があると思うなら市の情報公開の場を通して問題を請求」するようにと連絡してきた上に、「風評被害等を逆手」にとって職務怠慢・職責違反を長期にわたり「隠蔽」し続けてきたことは、次項内容からでも事実であると言える。

その理由は

1. 平成 21 年 10 月渡辺係長に口頭で大阪で問題になっている「貧困ビジネス」の情報提供をした。
2. 平成 22 年 2 月渡辺係長に書面で「貧困ビジネス対策」を提言した。
3. 1 項・2 項について何等対策を講じる動きがないので。
4. 平成 22 年 2 月保護 3 課友野係長に「貧困ビジネス対策」として、入居費支給日には家主か建物管理会社（不動産仲介業者を除く）の立ち会いで入居費を支給支払いする事を提言した。
5. 平成 22 年 4 月から立ち会いによる支給支払いを開始したが、課長会で不動産仲介業者の立ち会いも認め入居費の支給支払いをしてきた。
6. 「最大の問題」は、入居費支給支払い額の「上限額を 24 万円」と保護申請者に伝えたことが、不動産業界に広まり、不動産仲介業者が 24 万円前後で計算書（見積り請求書）を提出し、保護課は「賃貸借契約書の家主や建物管理会社に入居費の各金額と計算書の各金額の照合確認」もしないで、支給支払いをしてきた。
7. 保護課は 5 項・6 項で不動産仲介業者に「貧困ビジネス」の温床を与え助長させてきたことは、当会の「証拠・証人等の資料」等を検証することで、明らかにできる。
8. 平成 23 年 2 月 23 日と 3 月 11 日福岡市監査事務局に福岡市職員措置請求書の「1 項(2)①～⑨等の問題の調査と保護課の会計処理」について回答・報告をお願いをしていたが、6 月 7 日現在全くないことから同じ市職員（同じ穴のむじなと言われても）として共同隠蔽を図っていると疑念を抱き、市職員は信用できなくなった。

福岡市職員措置請求の目的は、長期にわたり保護課に情報提供や提案・提言指摘をしてきたが、問題の改善すべきこともしないで「多くの言い訳を盾」にとり、挙句の果ては「風評被害を逆手」にとり、当会を愚弄してきた上に公金の重さを余りにも軽んじて「納税者と公金に被害」を与えてきたことから「職責者の戒め」として過去 3 年に遡って、井崎 進局長と保護課の職責者（課長）自らに公金被害額の返還請求を求め、責任問題として職責者の降格と解雇等の職員措置を請求する。

なお、監査委員各位でも公金被害額の返還請求と職責者の問題を明らかに出来ない場合は、実態を福岡市民と報道機関に公表し、納税者が納得できるまで当会理事の弁護士と共に住民訴訟で問題を明らかにするために徹底して争うことをお伝えしておきます。

また、同日に、請求人代表者から、以下の新たな書面の提出を受けました。

- (1) 「福岡市監査事務局御中」
- (2) 「福岡市監査事務局泉係長へ」
- (3) 「福岡市職員措置請求書内の公金被害額等の情報提供」

## 第 2 要件審査

## 1 請求の対象となる事項（財務会計上の行為等の特定）について

住民監査請求において監査を求めることができるのは、地方自治法第242条第1項により、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認められるとき（以下「財務会計上の行為」といいます。）、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」といいます。）があると認められるときです。

請求人から提出された住民監査請求書（福岡市職員措置請求書）及びそれに添付された事実証明書（以下「請求書等」といいます。）から、請求人は、保健福祉局長、保健福祉局保護課長及び各区保健福祉センター保護課長が過去3年間に生活困窮者に対して支給した生活保護費等について、下記の(1)～(9)の項目において監査を求めていると認められます。

### (1) アパート入居費の水増し請求について

住宅扶助申請時に提出した見積計算書による見積請求額と支給後に提出した賃貸借契約書記載額の照合確認を行わずに公金を支出したこと、及び損害賠償請求権の行使を怠っていること。

### (2) X社によるアパート入居費の水増し請求について

X社が水増し請求をし、受領した住宅扶助費について、住宅扶助申請時に提出した見積計算書による見積請求額と支給後に提出した賃貸借契約書記載額の照合確認を行わずに公金を支出したために生じた損害額の賠償請求権の行使を怠っていること。

### (3) 保護申請者の入居費の持ち逃げについて

保護申請者が受領した入居費の持ち逃げ被害額について、賠償請求権の行使を怠っていること。

### (4) 保護申請者の貸付金の持ち逃げについて

保護申請者が保護申請時に社会福祉法人福岡市社会福祉協議会から借りた貸付金の持ち逃げ被害額について、賠償請求権の行使を怠っていること。

### (5) 被保護者の契約更新料について

被保護者に対し、賃貸借契約更新の際に支給した契約更新料が当初契約時の金額より高額となっているのは、家賃滞納について確認・指導を怠ったために生じた損害であり、その損害額について賠償請求権の行使を怠っていること。

### (6) 家賃滞納により住居退去となった者の保護再開始後の住宅扶助等再支給について

家賃滞納等で退去させられた再保護申請者に対し、再度、住宅扶助費等を支給しているが、家賃滞納のために二重に支払うこととなった前回の住宅扶助費等の損害額について、賠償請求権の行使を怠っていること。

### (7) 福岡市が作成した生活保護の一時扶助案内説明書の契約更新料等の記載箇所に、支給期限日が明記されていないことについて

### (8) 一時扶助支給の遡及期限の取扱いについて

一時扶助支給の遡及期限（2か月程度）を過ぎて一時扶助費を支給したことは、遡及期限を超えて支給したために生じた損害であり、その損害額について賠償請求権の行使を怠っていること。

### (9) 火災保険に加入していない一時扶助未受給者が火災発生元となった場合の損害賠償

## 責任について

このうち、(1)の項目については、保健福祉局長、保健福祉局保護課長及び各区保健福祉センター保護課長が、水増し請求された金額について違法又は不当な公金の支出を行っていること、及び貸借契約書と見積計算書の金額の照合確認を怠り、そのために生じた損害額について、違法又は不当に財産の管理（損害賠償請求権の行使をいいます。以下同じです。）を怠っていることを主張していると判断されますので、監査の対象とすることとしました。

(2)の項目については、保健福祉局長、保健福祉局保護課長及び各区保健福祉センター保護課長が、(1)の項目のうちX社について、貸借契約書と見積計算書の金額の照合確認を怠り、そのために生じた損害額について、違法又は不当に財産の管理を怠っていることを主張していると判断されますので、監査の対象とすることとしました。

(3)及び(4)の項目については、保健福祉局長、保健福祉局保護課長及び各区保健福祉センター保護課長が、持ち逃げによって生じた被害額について、違法又は不当に財産の管理を怠っていることを主張していると判断されますので、監査の対象とすることとしました。

(5)、(6)及び(8)の項目については、保健福祉局長、保健福祉局保護課長及び各区保健福祉センター保護課長が、住宅扶助費等の支給に際し適切な指導又は確認を怠り、そのために生じた損害額について、違法又は不当に財産の管理を怠っていることを主張していると判断されます。怠っている事実を個別・具体的に特定されているかについて、疑義はありましたが、請求書等に記載された事項などを総合的に判断し、財産の管理を怠る事実該当するものと判断し、監査の対象とすることとしました。

(7)及び(9)の項目については、対象となっている財務会計上の行為又は怠る事実ではなく、単なる質問事項であるため、監査の対象とはなりません。

## 2 求めることができる必要な措置について

住民監査請求において求めることができる必要な措置については、地方自治法第242条第1項により、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができます。

請求人から提出された請求書等から、請求人は、保健福祉局長、保健福祉局保護課長及び各区保健福祉センター保護課長が過去3年間に生活困窮者に対して支給した住宅扶助費等について、保健福祉局長、保健福祉局保護課長及び各区保健福祉センター保護課長に対して下記の(1)～(3)の措置を求めていると認められます。

- (1) 公金の被害損害額の返還請求について
- (2) 関係職員の降格処分について

### (3) 関係事項の公開説明及び公表について

このうち、(1)の項目については、違法又は不当な公金の支出若しくは違法又は不当に財産の管理を怠る事実によって福岡市がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求していると判断されます。

(2)の項目については、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改めるために必要な措置を講ずべきことを請求していると判断されます。

(3)の項目については、地方自治法に規定している求めることができる必要な措置の対象とは認められません。

## 3 請求期間の要件について

住民監査請求において監査請求の対象とされる期間は、地方自治法第242条第2項により、財務会計上の行為を対象とする場合は、当該財務会計上の行為のあった日又は終わった日から、1年を経過すると住民監査請求を行うことができません。

ただし、監査請求の対象が怠る事実を対象としている場合は請求期間の制限はありません。

本案件については違法又は不当な公金の支出及び違法又は不当に財産の管理を怠る事実（損害賠償請求権を行使してその返還を求めるべき義務があるのに、当該請求権の行使を怠っている）について監査を求めています。

財務会計上の行為が違法・無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権を行使していないことをもって怠る事実とする住民監査請求については、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年間の期間制限に服する（昭和62年2月20日最高裁判所判決）とされますが、詐欺行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る場合のように監査委員が怠る事実の監査をするに当たり、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にない場合には、当該怠る事実を対象とされた監査請求に期間の制限は及ばないとされます（平成11年10月28日大阪地方裁判所判決、平成14年7月2日最高裁判所判決）。

本案件は、詐欺行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る場合に該当すると解されますので、請求期間の制限はありません。

なお、単に怠る事実のみ主張している項目もあり、その場合も請求期間の制限はありません。

## 4 その他の要件について

請求人（法人）の主たる事務所は福岡市内にあること、執行機関又は職員が指定されていることなど、住民監査請求に関して必要とされる地方自治法第242条第1項に規定されている要件等は、満たされています。

## 第3 監査の実施



## 1 監査対象事項

本件住民監査請求において監査を求められた事項のうち、要件審査の結果、次の事項を監査対象とします。

- (1) アパート入居費の水増し請求について
- (2) X社によるアパート入居費の水増し請求について
- (3) 保護申請者の入居費等の持ち逃げについて
- (4) 保護申請者の貸付金の持ち逃げについて
- (5) 家賃を滞納した被保護者に対する契約更新料について
- (6) 家賃滞納で住居退去となった者の保護再開始後のアパート入居費等再支給について
- (7) 一時扶助申請における遡及期限の取扱いについて

## 2 事情聴取

### (1) 関係職員の陳述

平成 23 年 6 月 8 日に、保健福祉局保護課職員から陳述を聴取しました。

(「意見陳述書」の原文のまま記載)

#### ○請求に対する市の見解

生活保護行政の運営にあたっては、保護を開始する際には、要保護者からの申請に基づき所要の調査を行い保護決定するほか、保護受給者に対しては状況に応じ必要な指導や調査を行いながら、保護費の支給を行うなど、適正な保護費支出に努めているところ。

しかしながら、一方で、敷金等の住宅扶助支給などの一部に関し、不正搾取されるという事案が出てきており、国民の最後のよりどころである生活保護制度を悪用する行為は許されず、本市としても甚だ遺憾であり、厳しく対応すべきと考えている。

従って、住宅扶助などの一時扶助の内容等の確認体制の強化を図るとともに、不正の疑義のある案件については、保健福祉局保護課と区保護課が連携のもと、調査を行っているところであり、調査の結果、不正な保護費受給の事実が確認された場合には、不正行為に係る保護費の返還決定を行い、不正額を徴収することとしている。

#### ○市の具体的な対応状況

<敷金等の住宅扶助支給における怠慢行為に対して>

家賃や敷金等の金額については、家主と代理契約を結んでいる管理会社や仲介業者などの不動産業者が借主に説明することが一般的な商慣行であり、仲介業者は宅建業法においても家賃等の重要事項を説明する立場にある。従って、敷金等の住宅扶助支給の際の確認行為については、従来から、要保護者からの申請時に、不動産業者などが証明する敷金等の明細書（計算書）を受理し、証明者に電話等で金額の確認を行うとともに、交付決定した後、支給した住宅扶助に係る領収書において、再度、金額の確認を行うとともに、賃貸借契約書において、本人が当

該居住地で正式に契約を締結し合法的に住んでいるかや、居住条件について確認するなど、適正な住宅扶助支出に努めている。

しかしながら、敷金等の住宅扶助支給など一部の生活保護費に関し、不正搾取の疑義のある案件がでてきたことから、確認体制をより強化するため、平成22年9月より、敷金等の住宅扶助支給の際の確認行為については、仲介業者だけではなく、家主又は管理会社から確認を取り、不正がないかどうか確認するよう徹底しているところ。

#### < 貧困ビジネス業者による礼金等の不正請求の発生に対して >

不正の疑義のある案件については、現在、保健福祉局保護課と区保護課が連携のもと、関係機関や事案によっては警察等の捜査機関の協力を得ながら、調査を行っているところである。

また、不正な保護費受給の事実が確認された事案についての取扱いについては、不正行為に係る保護費の返還決定を行い、不正額を徴収することとしている。

さらに、不正行為が組織的であり且つ内容が悪質である場合や、不正請求額の弁済が得られない場合などは、刑事告訴等の対応を検討することとしている。

#### < 敷金等の住宅扶助支給後に失踪する者の存在に対して >

敷金等を受給しながら、不動産管理会社などの正当な債権者に支払わず、アパートに入居することもなく不正に流用した場合、生活保護法に基づき保護費の返還を求めることとなる。

この様な案件に関して、調査の結果、これまで発覚した事案が7件あり、これらすべてに関して、支給した福祉事務所において生活保護法により返還を決定している。

なお、所在が確認できた場合には督促等を行っているが、所在不明や住所不定の場合は、事実上督促は困難であり、再申請等の機会を捉えて、返還を求めるとともに、保護費支給時に業者を同行させるなど、再発防止に努めている。

#### < 社会福祉協議会の貸付金を持ち逃げした者の存在に対して >

社会福祉協議会の貸付金については、市の公金ではないが、同協議会の協力を得て、低所得者に対する生活資金などのほか、生活保護申請者の保護決定までのつなぎ資金として貸付を行っている事例がある。

保護申請者の貸付金については、保護決定した後の保護費支給の際に、福祉事務所職員立会いのもと、返還を行うこととしている。

なお、申請却下や保護廃止等により現在保護受給していない者が貸付金を滞納している場合は、調査権限の問題もあり、追跡調査は行っていないが、再申請時などの機会をとらえて返済するよう指導することとしている。

#### < 家賃滞納者への指導怠慢による契約更新料の不当な支出に対して >

保護受給者の家賃滞納については、滞納が判明した時点で指導を行うとともに、家主等の債権者に直接支払う代理納付制度を導入するなど、住宅扶助の適正実施に努めている。

なお、契約更新料については保護者本人と貸主との間で任意の契約行為で設定される性質のものであり、市としては本人の申請に基づき限度額の範囲内で支給を行っている。

<家賃滞納により過去退去した者が再度保護受給した際の前回の支給額の返還>

過去において、保護申請して敷金等の支給を受けて住居を確保しながら、家賃滞納等により住居を喪失し再申請に至るケースも一部に見られるが、初回申請時に支給した住宅扶助費については、住居喪失した理由が本人の過失により退去した場合であっても、家主等の正当な債権者に対して敷金等として支払われているものであるため、今後家賃を滞納しないよう指導は行うが、返還を求める取扱いとはしていない。

なお、家賃滞納に関しては、家主等の債権者に直接支払う代理納付制度を導入するなど、住宅扶助の適正実施に努めている。

<一時扶助において6ヶ月遡及して支給しているものが存在>

生活保護は、現時点における困窮状況に対して最低生活費を扶助する性質のものであり、原則は2ヶ月以上遡って支給できないこととなる。

しかしながら、個々人や世帯の生活環境や形態は様々であり、遡及して支給すべき特殊な事情があることも想定されるため、それぞれの案件に応じ、福祉事務所の判断で対応を行っているところである。

(2) 関係職員聴取

保健福祉局，東区保護課，博多区保護課，中央区保護課及び南区保護課（以下「所管部局」という。）の関係職員から事情を適宜聴取しました。

(3) その他の関係人聴取

X社の代表取締役甲氏及び関係不動産管理会社等から事情を聴取しました。

## 第4 監査の結果

## 1 事実関係

監査対象事項に関する事実関係については、住民監査請求の内容等並びに関係職員等からの事情聴取に基づき、次のとおり認定しました。

### (1) アパート入居費の水増し請求について

ア 保護申請者のアパート入居時に提出される計算書（入居費見積計算書）の合計額と賃貸借契約書の合計額を照合確認しないで公金の放漫支出をしてきたとの請求人の主張について

イ X社が、保護申請者400名前後の入居費を水増し請求し受領したことについて、公金の損害額を緊急調査し、X社から回収するとともに警察に告発すべきだとする請求人の主張について

### (ア) 住所不定者に対する家賃、敷金等の支給手続きについて

住所不定者（以下「ホームレス」という。）に対する生活保護の適用については、「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」（平成21年3月18日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知 参考資料4参照）等を踏まえ、福岡市においても、「ホームレス状態にある者からの保護申請への対応について（通知）」（平成21年3月26日付け保健福祉局総務部保護課長通知 参考資料5参照）を発出し、平成21年3月から支援を強化することとなりましたが、家賃、敷金等の支給に係る具体的な申請手続きは、次のとおりとなっています。

- 申請時に、福祉事務所の地区担当員（以下「ケースワーカー」という。）がホームレスである要保護者に対し、生活保護決定のためには入居可能な住居の確保が必要であることを説明します。
- ケースワーカーは、生活保護申請書を要保護者から受理した後、住宅扶助交付申請書兼家賃証明書（以下「家賃証明書」という。）を要保護者に交付します。
- ケースワーカーは、要保護者に対し、入居可能な住居を探し必要となる家賃や敷金等について、家主又は不動産業者の証明を受けて、後日、家賃証明書及び見積計算書を福祉事務所に提出するよう指示します。
- その後、ケースワーカーは資産や扶養義務などの調査とともに要保護者から受領した家賃証明書や見積計算書等をもとに家賃、敷金等の金額調査などを行い、保護受給要件を満たしていれば保護開始決定を行います。
- 保護開始決定後、日割家賃、敷金等の住宅扶助費は、生活扶助費等の初回支給時に併せて被保護者に支給します。
- 被保護者は、住宅扶助費として支給された日割家賃、敷金等の総額を不動産業者に支払い、不動産業者から受け取った領収書をケースワーカーに提出します。

- 後日、被保護者は、賃貸借契約書が作成されたときに、当該賃貸借契約書をケースワーカーに提出します。

なお、家賃、敷金等の金額のチェックは、支給前と支給後の二度にわたって行いますが、事前のチェックについては、ケースワーカーが、証明を行った家主又は不動産業者に対し家賃証明書及び見積計算書の記載内容が正しいかどうか電話確認を行っており、事後のチェックについては、被保護者から領収書及び賃貸借契約書を受け取り、見積計算書等記載の日割家賃、敷金等の支給合計額と領収書記載額が一致するかどうかなどを確認しています。

- (イ) 請求人が事実証明書として提出した「市政最悪の入居費の賃貸借契約金を見積り時に水増し請求受領した証拠・証人等の資料」中において住宅扶助費の水増し請求事例として挙げている5件（A契約、B契約、C1契約、C2契約、D契約）について

- 請求人の主張の検証

実査日（平成23年6月10日及び6月14日）において、5件（A契約、B契約、C1契約、C2契約、D契約）に係る公金の支出内容を調査した結果は次のとおりです。

区分	日割家賃、敷金等支出合計額	支出日
① A契約	216,650円	平成21年8月20日
② B契約	245,517円	平成21年11月26日
③ C1契約	232,800円	平成21年11月26日
④ C2契約	271,417円	平成22年3月4日
⑤ D契約	241,416円	平成22年2月25日

いずれも、福祉事務所に提出された見積計算書載金額と家主等に支払われた金額に不整合が生じていました。ここでは例示としてA契約を挙げます。

- ① A契約(平成21年8月契約：単身世帯)について

- (a) 請求人は、水増し金額算出に当たって、家賃、敷金、仲介料等の各項目について、次のとおり賃貸借契約書記載金額（請求人は「賃貸借契約金額」と記載しています。）と見積計算書記載金額（請求人は「見積り金額」と記載しています。）を比較し、さらに、家主（管理会社）に、請求人が直接確認した実際支払額（請求人は「家主提示金額」と記載しています。）を比較しています。その上で「見積り金額」と「賃貸借契約金額」又は「家主提示金額」の差額が水増し金額であると主張しています。

(単位：円)

A 契約書	家賃	敷金	仲介料	保険料	保証料	礼金	更新料	消費税	合計	水増し金額
賃貸借契約金額	月額 37,000					74,000			111,000	
見積り金額	日割 12,000		38,850	15,000	74,000	74,000			213,850	約 100,000
家主提示契約金額	日割 12,000			15,000	15,175	74,000			116,175	

(b) 上記(a)について、ケース台帳に綴じられている書類（領収書の写しを含む）の点検及び管理会社（家主代理）への直接確認の結果は次のとおりでした。

（単位：円）

A 契約書	家賃	敷金	仲介料	保険料	保証料	礼金	更新料	消費税	合計	不整合金額
賃貸借契約書記載金額	月額 37,000	記載なし	記載欄なし	記載なし	記載なし	74,000	記載なし	記載欄なし	111,000	
見積計算書記載金額	(月額 37,000) 日割 14,800	記載なし	38,850	15,000	74,000	74,000	記載欄なし	記載欄なし	216,650 ※算入する家賃は日割金額	58,250
管理会社への確認金額	(月額 37,000) 日割 14,800	0	—	15,000	15,750	74,000	—	—	119,550 ※算入する家賃は日割金額	

○ (a)と(b)の相違点

上記(a)と(b)の相違点は、日割家賃の額（12,000⇔14,800）及び家主提示契約金額（管理会社への確認金額）のうち保証料の金額（15,175⇔15,750）となっています。

日割家賃は 37,000 円×12/30=14,800 円であり 12,000 円は請求人の誤り、保証料は税込みで 15,750 円（=15,000×1.05）であり 15,175 円も請求人の誤りとなっています。入居時の実際の見積り総支給額は(b)の見積り計算書記載金額どおり 216,650 円となっています。

A 契約においては、保証料の見積り計算書記載金額と管理会社への確認金額の差額 58,250（=74,000-15,750）円が不整合金額となっています。

また、A 契約と同様に、B 契約～D 契約についても、下記の不整合金額が生じています。

区 分	不整合金額	不整合となっている項目
② B契約	38,950 円	保証料
③ C 1 契約	72,000 円	礼 金
④ C 2 契約	35,000 円	礼 金
⑤ D契約	150,000 円	礼 金

#### ○ 家賃、敷金等及び契約更新料等の支給上限額

福岡市の家賃、敷金等の支給上限額については、単身世帯（平成 21 年度）の場合、家賃は月額 37,000 円、敷金等は 240,000 円となっています。敷金等として支給可能なものとしては、敷金のほか、権利金（賃借権の権利設定の対価として、賃借人から賃貸人に交付される金銭で契約終了後も返還義務がないもの。礼金と同様の性格を持つものであり、礼金とは言葉の違いだけで明確な相違点はないとされます。）、礼金、不動産手数料（仲介手数料）、火災保険料、保証人がいない場合の保証料を含むものとされています（厚生労働省社会・援護局長通知問第 7 の 35 等 参考資料 2 参照）。

また、契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証人がいない場合の保証料が、借家の契約更新に際し、必要やむを得ない場合は、48,000 円の範囲内で必要な額が認定されます（厚生労働省社会・援護局長通知問第 7 の 88 等 参考資料 2 参照）。

#### ○ 家賃、敷金、礼金等の各項目の説明

ここで、家賃、敷金、礼金、仲介料（仲介手数料）、保証料、保険料、更新料の各項目について説明します。

◇ 家賃については、賃貸借契約書においては月額で記載されていますが、実際の入居時に支払う家賃は月の中途の入居日からの日割で支払うこととなるため、見積計算書には月額家賃のほか日割家賃が記載されています。

◇ 敷金とは、家屋の賃借人が、家賃の未払い、家屋の修繕費用及び損害賠償金等の債務を担保するために賃貸人（家主又は管理会社）に預け入れる金銭であり、明け渡しの際、負担すべき債務がない場合や余剰金がある場合は、賃借人に返還される性格のものであります。

◇ 礼金とは、地域の慣習によって、賃貸借契約に際し、賃借人が賃貸人に対して支払う一時金であり、返還を要しないものとされています。礼金の性格については、賃貸借契約締結への謝礼、賃料の前払い、退去後の空室期間に賃料が得られないことへの補償、自然損耗に対する原状回復費用などさまざまな考え方があります。

◇ 仲介料とは、建物の貸借の媒介をした仲介業者である宅地建物取引業者に対して支払う手数料であり、宅地建物取引業法第 46 条第 1 項に基づく告示により、金額の上限は家賃 1 か月分の 1.05 倍となっています。仲介業者が金額の上限を超えて報酬を受け取ることは同法第 46 条第 2 項に違反し、その場合は同法第 82 条に基づき 100 万円以下の罰金に処せられることとなります。（参考資料 3 参照）

◇ 保証料とは、賃借人が、賃貸人と賃貸借契約を締結するに際し、家屋債務保証会社と保

証委託契約を締結し、その保証の対価として、家賃債務保証会社に支払う金銭です。

- ◇ 保険料とは、賃貸住宅の火災保険料であり、賃借人が保険会社に支払う金銭です。
- ◇ 更新料とは、賃貸借契約の期間が満了した場合、契約の更新に当たって賃借人から賃貸人に支払われる金銭をいいます。

したがって、被保護者から、家賃、敷金、礼金及び更新料は賃貸人に、仲介料は仲介業者に、保証料は保証会社に、保険料は保険会社に、最終的に支払われるべきものとなっています。

また、賃貸借契約書は、賃貸人と賃借人間の契約書であるため、仲介料は記載されず、また、礼金、保証料等の金額を掲載することも法的に義務付けられているわけではありません。

よって、請求人は、賃貸借契約書記載の金額と見積計算書記載の金額を比較して、水増し請求があるとしていますが、直ちにその差額が水増しであるとはいえません。

ただし、見積計算書記載額と実際に賃貸人や保証会社等に支払われた額に不整合があれば、その差額が水増し請求額である疑いが生じます。

保証契約や火災保険契約は本来、賃借人と保証会社や保険会社とが締結するものですが、実際には仲介業者が賃借人の代行で手続きを行っています。

#### (ウ) 保健福祉局保護課等によるアパート入居費用調査等について

#### ○ 不整合案件発見の経緯等

- ◇ 請求人は、今回の問題を平成 21 年 10 月～平成 22 年 3 月頃に、保健福祉局保護課等に対し、口頭又は文書で提言指摘したと主張していますが、保健福祉局保護課は、その時期の請求人から同課に対する情報提供は確認できなかったと主張しており、請求人から保健福祉局保護課へ出された文書も見つかりませんでした。

ただし、平成 22 年 2 月頃に、博多区保護第 3 課が請求人から X 社の水増し請求の件を聞いていたものの、X 社と請求人が主宰する NPO 法人との関係性など、さまざまな状況等から、結果として、その後の平成 22 年 8 月からの保健福祉局保護課等による調査を待たねばならなかったことが確認されました。

- ◇ 平成 22 年 8 月の保健福祉局保護課による福祉事務所に対する定期監査において、同年 5 月から報道されていた大阪市の敷金等の水増しの不正事案（参考資料 8 参照）を念頭に監査したところ、敷金等の金額について、家賃証明書及び見積計算書や領収書と賃貸借契約書で不整合がある案件が発見されたため、以後、同保護課が各区保護課と連携して、各福祉事務所における不正の疑義のある案件について、金額等の内容調査を行っており、現在も継続中です。調査は、ホームレスへの支援が強化された平成 21 年 3 月以降のケース台帳について、家賃証明書及び見積計算書と賃貸借契約書や領収書に、金額を含む内容に相違点がないかどうか点検・確認した上で、相違点がある場合は生活保護法（以下「法」という。）第 29 条に基づき家主又は不動産管理会社に契約内容の確認を行うものです。

#### ○ 平成 22 年 9 月 30 日付け通知等



- ◇ なお、平成 22 年 9 月 30 日付けで、次の内容の通知文（「家賃（地代）証明書の内容確認等について（通知）」（参考資料 6 参照）が、同保護課から各区福祉事務所長に対し発せられています。
  - ① 家賃証明書は、家主又は管理人から証明を受けた上で提出するように住宅扶助申請者に周知すること。
  - ② 提出された家賃証明書の記載内容と礼金等の家主に支払われる金銭等については、家賃証明書の証明者である家主又は管理人に口頭にて確認を行うこと。
  - ③ 契約書、領収書の提出を求め、申請内容と相違がないか確認を行うこと。
  
- ◇ また、平成 23 年 3 月 25 日に開催された保護課長会議（保健福祉局保護課職員及び各区保護課長出席）において、「不動産仲介業者等が関与する不正な住宅扶助申請に係る保護費徴収決定の方針について」（参考資料 7 参照）等が文書配付され、
  - ① 家賃証明を行っている業者が、当該物件について、媒介又は管理等のいずれかの業務を行っているのか確認する
  - ② 媒介を行う不動産仲介業者の証明に疑義がある場合、その内容について管理会社に、法第 29 条による入居費用調査を行い、さらに、管理会社の証明に疑義がある場合は、同調査を、家主等に行うことも検討する
  - ③ 不動産仲介業者等が関与する不正な住宅扶助申請が判明した場合は、法第 78 条により、不正な住宅扶助申請に関与した不動産仲介業者、要保護者本人、その他不正な住宅扶助申請に関与した者に対し、当該不正受領額についてそれぞれ徴収決定を行うことなどが確認されています。

○ 保健福祉局保護課等による調査の状況

保健福祉局保護課等による家主又は不動産管理会社に対する法第 29 条調査の結果、平成 22 年度中に保護費の返還を決定し、徴収した不動産仲介業者が 1 社あり、件数は 16 件、法第 78 条に基づく返還金額は合計約 107 万円となっています。

また、現在、敷金等の支給に際して福祉事務所に提出された書類上の金額と実際に家主等に支払われている金額に不整合が生じている仲介業者 5 社について、不正の有無を含めた調査を行っており、その対象となっている件数は 165 件、住宅扶助費の総支給額は約 3,700 万円となっています。

X 社に対しては、保健福祉局保護課等が、管理会社等に対する法第 29 条調査により不整合が認められた 58 件について、詳細な調査を行っており、今後、返還額を決定・徴収し、その後他の案件についても、詳細調査を行うこととしています。

なお、平成 23 年 6 月 13 日の関係人聴取において、X 社代表取締役甲氏から、保健福祉局保護課による調査に応じていることが確認されています。

○ 請求人による過去 3 年に遡っての調査請求

なお、請求人は過去3年に遡っての調査を求めています。請求内容がホームレスの生活保護に関するものであること、ホームレスに対する生活保護について、平成21年3月18日付けの厚生労働省社会・援護局保護課長通知発出等を踏まえ、支援強化がなされ保護申請の受付等について大転換がなされたこと、監査期間は60日であり過去3年間に遡っての全件調査は困難であることなどから、本監査においては、平成21年3月以降の案件について、請求人が請求書及び資料において特定している事実を含め、可能な範囲での調査を行いました。請求人が監査を求めている以下の(2)～(6)の案件についても同様です。

- (2) 保護申請者が入居費（生活費・家電品代を含む）40万円前後の持ち逃げをしており、支出した公金を回収すべきだとの請求人の主張について

支出額（生活費，日割家賃，敷金等，家具什器費）	支出日
304,759円	平成22年11月18日

請求人が陳述の機会に提出した資料に挙げられているa氏については、平成23年1月12日に304,759円の法第78条にもとづく返還決定がなされています。

また、平成21年3月からのホームレスの生活保護費の持ち逃げ案件については、これまでにa氏を含む7件について法第78条による返還決定を行い、返還決定総金額は1,973,539円で1件平均281,934円となっています。

- (3) 保護申請者が貸付金（5千円～3万円）を持ち逃げしており、支出した公金を回収すべきだとの請求人の主張について

#### ア 請求人の主張の検証

請求人が陳述の機会に提出した資料に挙げられているb氏、c氏、d氏については、いずれも保護が開始されており、受けた貸付はすべて完済し、持ち逃げという事実は確認されませんでした。

なお、c氏、d氏については、請求人は貸付金の持ち逃げに係る項目に分類していますが、一方で、それぞれ保護費8万円前後、保護費12万円前後の持ち逃げと記載しています。事実は次のとおりです。

区分	支出額	支出日
c氏	生活費 95,928円	平成23年5月19日
d氏	生活費 71,780円	平成23年2月1日
	住宅費 32,000円	平成23年2月1日
	合計 103,780円	

c氏については、平成23年5月下旬に一時的に市外に滞在した後直ちに帰福しており、

現在保護継続中です。保護費の持ち逃げという事実はないことを確認しました。

d氏については、平成23年2月上旬に失踪により保護廃止になっており、2月1日に1か月分の保護費を支給していたことによる過払い額については法第80条により返還免除の措置が講じられています。

#### イ 生活保護申請者に対する貸付事業

生活保護申請者に対する貸付事業は、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会が実施するものですが、生活保護申請者の保護決定までのつなぎ資金として貸付を行っていることから、申請及び償還に当たっては、各区保護課のケースワーカーが協力を行うという関係にあります。

保護申請者について保護開始決定がなされた場合は、初回保護費支給（区役所内銀行派出所窓口払い）時に、当日支給される保護費から借入額の返還を確実に行うようケースワーカーが被保護者に指導を行っています。

貸付を受けた保護申請者が保護開始決定に至る前に居所不明となった場合は、申請却下となるため、調査権限の問題もあり、貸付金を回収することは困難となります。

#### ウ 平成21年3月以降の同様のケース

平成21年3月以降において、貸付を受けた保護申請者が保護開始決定に至る前に居所不明となったケースの数については、社会福祉協議会において、必ずしもそのような理由が記録として残されていないため、正確な数字が把握できない状況です。

- (4) 契約更新料について、1万円ですむところ、受給者の家賃滞納があり、家賃1か月分（3万円以上）の一時扶助の支給をしているとの請求人の主張について

請求人から具体的事実が挙げられなかったため、平成21年3月以降において、当該ケースの存在の有無を確認できませんでした。

- (5) 保護費使い込み（家賃未納）で住居を追い出され保護廃止となった者の再保護申請を受理し、再度アパート入居費（生活費・家電品代含む）40万円前後を支給しており、過去支出した公金を回収すべきだとの請求人の主張について

#### ア 請求人の主張の検証

区 分	支出額	支出日
B区に転居時のアパート入居費	敷金等 239,750 円	平成 22 年 2 月 10 日
D区に転居時のアパート入居費等	生活費 90,930 円	平成 23 年 5 月 19 日
	生活費 47,480 円	平成 23 年 6 月 1 日
	住宅費 46,866 円	平成 23 年 6 月 1 日
	敷金等 192,000 円	平成 23 年 6 月 1 日
	家具什器費 16,900 円	平成 23 年 6 月 1 日
	合 計 394,176 円	

請求人が陳述の機会に提出した資料に挙げられている e 氏については、住所不定で A 区で保護開始後、B 区に転居、B 区で約 1 年間保護を受給していたところ、家賃滞納のため住居を退去せざるを得なくなるとともに、知人を頼り知人宅で生活するというところで保護を辞退、その後一時ホームレス状態になり、C 区に再保護申請し、保護再開始。D 区に住居を構えるということで生活費、住宅費、敷金等、家具什器費が支給されており、C 区での保護再開始後の合計額は 394,176 円となっています。B 区のアパート入居時の敷金等は 239,750 円でした。e 氏が家賃滞納をしたのは、保護受給中に就労をしていた時期がありましたが、途中で仕事を辞めたにもかかわらず申告しなかったことで、無職期間中も就労収入が継続して収入認定されたため、生活が苦しくなり家賃が払えなくなったことが原因となっています。家賃滞納後、一部家賃を支払ったが、それでも家主に退去を要請され出て行かざるを得なくなったとの e 氏から担当ケースワーカーへの申立がなされています。

#### イ 平成 21 年 3 月以降の同様のケース

平成 21 年 3 月以降における同様のケースがないかどうかについて、保健福祉局保護課等に確認しましたが現時点では把握できていません。

- (6) 一時扶助支給の遡及期限は 2 か月程度であるところ、6 か月を経過しても支給されているとの請求人の主張について

#### ア 請求人の主張の検証

請求人が事実証明書として提出した「市政最悪の入居費の賃貸借契約金を見積り時に水増し請求受領した証拠・証人等の資料」及び請求人が陳述の機会に提出した資料に挙げられている f 氏については、次の事実が確認されました。

区 分	支出額	支出日
-----	-----	-----

火災保険料（2年契約）	15,000円	平成21年8月20日
保証契約更新料	7,720円	平成23年3月3日

平成21年8月の保護開始時に、f氏は、日割家賃、礼金、保険料（2年契約）等とともに保証料（1年契約）を受給しました。その後、1年経過した平成22年9月、保証契約更新料が一時扶助として支給されることをf氏は知らなかったことから、同更新料として10,000円を自己捻出して支払っています。

平成23年1月、保証契約及び火災保険契約の更新料受給についてf氏が担当ケースワーカーに相談したところ、その後の担当ケースワーカーの調査により保護開始時に支給されていた保険料の過払い金2,280円が判明したため（保護開始時の平成21年8月20日に2年契約の火災保険料15,000円をf氏は受給しましたが、その火災保険は仲介業者がf氏の承諾なく契約していたものであったため、直ちに、f氏が当該契約を解約し、別会社の1年契約の火災保険に加入、同日6,100円を支払い、その契約更新料については1年超経過後の平成23年2月4日（途中保険未加入期間が生じています。）に6,620円を支払っています。したがって、過払い額は15,000円－6,100円－6,620円＝2,280円となっていました。）、平成23年3月3日、保証契約更新料10,000円と保険料の過払い金2,280円を相殺した7,720円が保証契約更新料として追加支給されています。

①	平成21年8月20日	一時扶助費（火災保険料：2年契約）15,000円受給
②	平成21年8月20日	火災保険料（1年契約）6,100円支払
③	平成22年9月1日	保証契約更新料10,000円支払
	（平成23年1月7日	被保護者から担当ケースワーカーへの相談）
④	平成23年2月4日	火災保険更新料6,620円支払
⑤	平成23年3月3日	一時扶助費（保証契約更新料）7,720円受給
	計算（加減）	①－②－③－④＋⑤＝0円

\* 7,720円＝△2,280円（＝△15,000円＋6,100円＋6,620円）＋10,000円

イ 平成21年3月以降の同様のケース

平成21年3月以降における同様のケースがないかどうかについて、保健福祉局保護課等に確認したが現時点では把握できていません。

## 2 監査委員の判断

上記1の認定した事実をもとに判断した結果は次のとおりです。

- (1) 請求の対象となっている事項について、「違法又は不当な公金の支出」又は「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」があるか。

ア 保護申請者のアパート入居時に提出される計算書（入居費見積計算書）の合計額と賃貸借契約書の合計額を照合確認しないで公金の放漫支出をしてきたとの請求人の主張 及び

イ X社が、保護申請者400名前後の入居費を水増し請求し受領したことについて、公金の損害額を緊急調査し、X社から回収するとともに警察に告発すべきだとの請求人の主張 について

(ア) 「違法又は不当な公金の支出」について

今回の事案については、家賃証明書は本来、家主又は管理会社から証明を受けるものであるところ、媒介のみを行う仲介業者が証明をしているケースがありました。ケースワーカーは、住宅扶助費支給前に、家賃証明書や見積計算書の内容を不動産業者に電話確認していましたが、仲介業者が証明しているとは認識せずに、家主又は管理会社が証明しているものと信じ、結果的に証明者である仲介業者にのみの確認となっていたことから、不正が疑われる事項を把握できませんでした。

これは、宅地建物取引業法に基づき、宅地建物の公正な取引を確保するために設けられた宅地建物取引主任者資格を有する仲介業者の詐欺的行為により、住宅扶助費を支給したものであり、ケースワーカーには予測できなかった事態でした。

ケースワーカーは、扶助費支給の際はより慎重でなくてはなりません。今回の事案は、ケースワーカーに求められる注意義務を超えるものであり、水増し請求された疑いのある扶助費の支給に「違法又は不当な公金の支出」があるとはいえないと判断します。

なお、平成22年9月以降については、支給前に、仲介業者だけでなく、家主又は管理会社にもケースワーカーから確認が取られています。

(イ) 「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」について

また、住宅扶助費支給後に、ケースワーカーは、見積計算書等記載の日割家賃、敷金等の支給合計額と領収書記載額の照合を行うとともに、賃貸借契約書を併せて活用していましたが、仲介料の項目がないなど賃貸借契約書は見積計算書とは内訳項目が異なること等から、慣例的運用により、賃貸借契約書は、主に、被保護者の当該住所地での居住事実や居住条件の確認などに活用されていました。

見積計算書の礼金などの内訳項目の虚偽記載よりも、ケースワーカーの注意力は、被保護者が確実に住宅扶助費を不動産業者に支払ったかどうか等に向けられており、賃貸借契約書の内訳項目の十分なチェックがなされなかったことにやむ

を得ない理由があり、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」があったとまではいえないと判断します。

なお、平成 22 年 9 月以降は、申請内容と相違がないかどうか、賃貸借契約書についても内訳項目の入念なチェックが行われています。

また、管理会社等に法第 29 条による調査を行い、不正な住宅扶助申請に関与したことが判明した仲介業者に対しては、法第 78 条による保護費の返還決定により不正額を徴収し、さらに、悪質なものについては、警察等関係機関と連携・協議の上、必要に応じて刑事告訴等の措置も行うことを、保健福祉局保護課は決定しています。

- ウ 保護申請者が入居費（生活費・家電品代を含む）40 万円前後の持ち逃げをしており、支出した公金を回収すべきだとの請求人の主張について

これまでに発見されたホームレスに係る 7 件全件について法第 78 条による返還決定を行っており、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」があったとはいえないと判断します。

- エ 保護申請者が貸付金（5 千円～3 万円）を持ち逃げしており、支出した公金を回収すべきだとの請求人の主張について

貸付を受けた保護申請者が保護開始決定に至る前に居所不明となった場合は、申請却下となるため、再申請時などの機会をとらえて返済するようケースワーカーによる指導がなされています。なお、本件の貸付金の償還請求権は社会福祉法人社会福祉協議会に属するものであり、市に属するものではありません。

- オ 契約更新料について、1 万円ですむところ、受給者の家賃滞納があり、家賃 1 か月分（3 万円以上）の一時扶助の支給をしているとの請求人の主張について

請求人は具体的事実を挙げておらず、当該ケースの存在の有無を確認できなかったため、判断ができません。

- カ 保護費使い込み（家賃未納）で住居を追い出され保護廃止となった者の再保護申請を受理し、再度アパート入居費（生活費・家電品代含む）40 万円前後を支給しており、過去支出した公金を回収すべきだとの請求人の主張について

生活保護には、困窮に陥った原因を問わず、もっぱら生活に困窮しているかどうかにより保護を行うという無差別平等の原則（法第 2 条）が適用されるため、前回保護受給時の家賃滞納による住居退去が困窮状態に陥った原因であるとしても、再申請し保護が決定された後の保護費支給は適法となります。また、前回保護受給時に支給した敷金等の住宅扶助費については、被保護者から家主等の正当な債権者に支払われており、被保護者本人も不当な利得を得ているわけではないため、一旦支

給した敷金等の返還を求めることはできないと解されます。

したがって、保護費の支給に「違法又は不当な公金の支出」があるとはいえず、また、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」があったとはいえないと判断します。

キ 一時扶助支給の遡及期限は2か月程度であるところ、6か月を経過しても支給されているとの請求人の主張について

一時扶助を含めた扶助費の追加支給の遡及期限については、生活保護問答集（厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）では、行政処分について不服申立期間が一般に60日間とされていることなどから、2か月程度（発見月及びその前月分まで）とされていますが、厚生労働省は「これらの問答は、あくまで保護の実施機関が判断し決定を下すに当たっての考え方を示したものにすぎず、個々の事例についての判断は、実際に発生した具体的事実に基づいて行うべきものである。」としております。

今回の事案は、保証契約更新料のほか火災保険更新料の自己支出がなされ、一方で火災保険料の過払い金が生じており、それらが一定の期間の範囲内で密接な関係を有する中での複雑な事案であり、被保護者が契約更新料を受給できることについて担当ケースワーカーから説明を受けていなかった事情があるなど遡及支給を認める特別な事情があると福祉事務所が判断し、2か月を超えて保証契約更新料の遡及支給を行ったものであり、保護の実施機関としての裁量権を逸脱又は濫用したものとはいえません。

したがって、「違法又は不当な公金の支出」があったとはいえず、また、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」があったともいえないと判断します。

(2) 上記(1)の結果を踏まえ、市に損害が発生しているか。

(1)で述べたとおり、本件請求の対象となっている事項について、「違法又は不当な公金の支出」又は「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」は認められませんでしたので、福岡市に上記を理由とする損害が発生しているとは認められませんでした。

(3) 以上の結果を踏まえ、求められた措置を行う必要があるか。

本件請求の対象となっている事項について、「違法又は不当な公金の支出」又は「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」はなく、これらのことにより福岡市に損害が発生しているとは認められませんでしたので、市長に対して、指定された職員に損害賠償や降格処分を求めるなどの措置を行うよう勧告する必要は認められませんでした。

### 3 結論



以上のことから，請求人の主張には理由がないと判断します。

## 1 住宅扶助費（家賃）の代理納付について

現在、福岡市においては、民間住宅に係る住宅扶助費（家賃）について、福祉事務所が、被保護者に代わり家主又は管理人に直接支払う代理納付制度を導入しています（「民間住宅における住宅扶助費の代理納付に関する実施要領」参考資料9）。

対象者は、家賃滞納をしている被保護者及びホームレス申請者で代理納付を必要と認めるもの等とされているものの、基本的には、家主又は管理人が被保護者の同意を得て代理納付の依頼を福祉事務所に対し行うものとされているため、制度利用が進んでいないのが実状です。

本監査請求においても、家賃滞納が原因となり退去に至ったケース等が生じていることが判明しているため、再発防止及び保護費の適正使用などの観点から、家賃滞納対策として、代理納付制度の利用拡充を図られるよう強く要請します。

## 2 敷金等の住宅扶助費のチェック機能強化と今後の限度額の適正な設定について

敷金等の住宅扶助費支給については、今回の不正が疑われる事案に関し、事実の解明及び解決に向けた迅速かつ厳正な対応を行うとともに、今後、被保護者から敷金等の内訳金額が把握できる領収書の提出を求めるなど、なお一層のチェック機能の強化を図ることを要請します。

また、このような事案が発生した一つの要因として、住宅扶助費として支給する敷金等の限度額が民間の取引相場等に比して高額であったことが指摘されます。敷金等の限度額については、平成23年度から、福岡市と厚生労働省との協議により、それまでの家賃の5倍から、4倍に引き下げられていますが、今後とも、民間の取引相場等を勘案し、適正な限度額の設定に努めるよう要請します。

なお、今回の事案について、情報提供がなされてからの初動対応が遅かったという状況が見受けられたことから、今後、的確なリスク対応及び情報共有を図られるよう要請します。

併せて、今回の事案について、その調査結果を公表するよう求めます。